

2026 年度事業計画

■事業の方針

「子どもの権利条約」、および「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」にもとづき、当法人の定款第 5 条に定める 5 つの事業を実施することで、直接または間接的に、不登校状態にある児童・生徒の自主性を育み、社会的自立を支援する。

また、発達障害の子ども支援を行うほか、下記の新規・拡充事業にも取り組む。

注力する拡充事業は、次の通り。

- (1) **拡充** 子どもたちの個別最適な学びを加速させるため、新教育システムを試験的に導入する。
- (2) **拡充** 一般公開行事を企画し、不登校の親子が気軽に参加できる機会を創出する。
- (3) **拡充** 親の会たんぽぽ主催で、「思春期講座」と、地域に開かれた「たんぽぽカフェ」（仮題）を展開する

(1) 青少年が主体となって総合的に学び、育ちあうフリースクールの運営

不登校状態の小・中・高校生(20 歳以下の子どもを含む)に対し、以下の形で体験型学習の機会を提供し、自己肯定感を高めるための支援を行う。

- ・小・中学生を対象に、週 2 日、基礎学習や体験学習を提供し、個別最適な学びを加速するため、日本青年会議所が提供する新教育システムを導入する。
- ・高校生を対象に、通信制高校(県立青雲高校ほか)のレポート作成・進路サポートを実施する。
- ・地域住民や非営利団体・事業者と協働し、職業体験や社会貢献活動の機会を設ける。
- ・体育館や畑、自然環境の活用、野外活動や旅行、文化祭などの機会提供を通じて、子どもたちの主体的な学びを支援し、関西圏の民間スクールとの合同企画にも取り組む。

小学校低学年向けフリースクール『あかでみあ』を開校し、「学び」「遊び」「コミュニケーション」を軸とした学習の機会および居場所を提供する

- ・小学校 1~4 年生を対象に、『あかでみあ』を設置し、「学び」「遊び」「コミュニケーション」を軸とした活動を実施する。
- ・フリースクール ForLife と同様、子どもたちが自由に自己表現できる居場所づくりを行う。
- ・興味関心に沿った調べ学習や、基礎学習(読み、書き、計算)を行い、公園や体育館など地域資源を利用した運動や、室内遊び(昔遊びやアート等)を取り入れる。
- ・生活体験、対話などを通して、他者との交流、社会性を学ぶ機会を提供する。

不測の事態により、スクールが長期休校を余儀なくされた場合、フリースクール在籍者に向け、オンラインツールを活用し支援できるよう備える。

- ・Google Meet で学習コンテンツの発信や、子どもたち同士、子どもたちとスタッフがコミュニケーション出来る環境を確保し、希望する子どもには、個別のサポートを実施する。
- ・休校期間中、ブログや SNS を利用し、学習コンテンツを発信し、ワークキット等、自宅で取り組める

学習コンテンツを子どもたちに郵送するなど、学習の機会を確保する。

(2) 青少年等への学習およびコミュニケーション支援

小学生（発達障害のある子どもを含む）を対象に、学習およびコミュニケーションの支援を行う。
発達障害のある子どもの学習支援については、垂水区社会福祉協議会と協働して実施する。

- ・毎月2回（第2、第3）土曜の午前に、『放課後クラブ／くれぱす』において、学校の課題や自主的に設定した学習に取り組むことができる学習スペースを継続・開設する。

(3) 青少年およびその周辺の人々に対する生涯学習の機会と場の提供

不登校をはじめ教育課題に関する学習の機会を提供するため、以下の取り組みを行う。

- ・大学生の実習受け入れを通じて、教育・福祉の研究に協力する。

『トワイライトスペースたるみ』を設置する。

- ・家庭に居場所がなく、孤立し、生きづらさを抱える子ども・若者（原則10代～20代が対象）の相談を受け付ける。
- ・相談は、電話・メールによる受付はせず、原則公式LINEのみで行う。
- ・相談者に、虐待やヤングケアラーなどの背景が見られる場合は、適切な関係機関に繋ぐ。
- ・8、12、3月の各1日14:00～17:00に、居場所を試験的に設置、子ども・若者の声を聴く。

(4) 教育や不登校、子育ての悩みなどについての相談および支援・情報提供活動

不登校等教育に関する相談および支援を行うため、以下の取り組みを行う。

- ・不登校等に関する相談支援および情報提供を行うため、平日に電話およびメールによる相談対応を実施し、希望者には対面での相談や情報提供も行う。
- ・フリースクール全国ネットワークや関連団体と連携し、不登校や教育に関する情報交換および情報発信に取り組む。
- ・団体機関紙『ゆう通信』を年3回発行し、関係各所へ配布し、WEBにも公開・発信する。
- ・公式サイトやブログ、各種SNS（Twitter、YouTube、Instagram、Facebook）を活用し、内容を公式アプリに集約することで、子どもや保護者の利便性向上を図る。

(5) その他の事業

法人の定款第3条の達成に必要な事業および(1)～(4)に附帯する事業として以下の事に取り組む。

1. 不登校・教育に関する施策提言にかかわる事業

- ・教育委員会や自治体との連絡会議などへ積極的に参加する。
- ・フリースクールの子どもたちが所属する、小学校・中学校の出席認定と、通学定期券に関する環境整備に向けた働きかけを行う。関係団体と連携し、教育委員会や学校、行政などへ働きかける。
- ・フリースクール全国ネットワークの企画や情報交換の場に参画し、日本全国の不登校を取り巻く

環境改善に取り組むほか、登校拒否・不登校を考える全国ネットワークとの連携により全国的な親の会の情報や課題等を共有する。

2.当法人の実績を生かし、行政や福祉分野などの多様なセクターと協働する事業

- ・ 県立青雲高等学校協議会委員に参加し、同校生徒の支援(カフェの運営を含む)を行う。
- ・ 大学や各種団体から講師・講演依頼があった場合は、職員を派遣し、蓄積してきたノウハウを地域社会へ還元し、間接的に学校外で学び育つ子どもに対する地域社会の理解を促進する。
- ・ 垂水区社会福祉協議会の委託を受け、地域活動団体の活動支援のため、延べ6か月間原則水曜に、職員1名を派遣する。

3. 当法人の実績を活かし、講演・講義などを行う事業

- ・ 2030SDGsを活用し、持続可能な開発目標について学び・体験する講座を実施する。
- ・ 本事業計画の委託業務や講演・講師依頼等により得た委託料および謝金は、フリースクール事業を中心に、全事業の運営定財源に充てる。

4.その他関連事業等

- ・ 常勤職員1人あたり1事業の実施を目標とし、民間企業等が公募する助成金事業への申請を行い、財源の確保に努める。
- ・ 職員やボランティアの資質向上のため内閣府・専門機関等が主催する研修会に参加する。
- ・ 設立30周年(2027年)に向けて、関係者、卒業生とともに記念事業の計画を立てる。